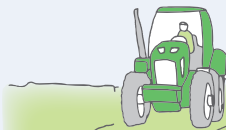
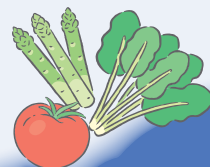


令和8年度



農業制度金融



のご案内



宮城県

こんなときに、こんな資金が利用できます。

資金の用途				農地の取得	土地改良	施設の取得・改善	農業用機械の取得	施設・機械のリース料一括前払	果樹・花き等の植栽育成	家畜の購入・育成	運転資金（農地の賃借含む）	経営の安定・負債整理	環境整備・環境保全	災害復旧等	農産物の加工・流通・販売	
資金名		貸付利率 年利 (%)	償還期限 (据置) 年以内													
日本政策金融公庫資金	スーパーL資金（農業経営基盤強化資金）		1.80～2.80	25(10)	●	●	●	●	●	●	●	●	●		●	●
	農林漁業セーフティネット資金		1.80～2.65	15(3)									●		●	
	農業改良資金		無利子	12(3～5)		●	●	●	●	●	●	●				●
	経営体育成強化資金		2.80	25(3～10)	●	●	●	●	●	●	●	●	●			●
	農林漁業施設資金		1.80～2.95	10～25(3～10)			●	●		●				●	●	●
	畜産経営環境調和推進資金		2.80	15～20(3)			●	●	●							
	振興山村・過疎地域経営改善資金		2.80～3.95	25(8)			●	●		●	●			●		●
	中山間地域活性化資金		2.35～3.00	15～25(3～8)										●		●
	青年等就農資金		無利子	17(5)		●	●	●	●	●	●	●				●
農業近代化資金	建構築物造成・農機具等取得資金		2.80	7～15(2～7)			●	●							●	●
	果樹等植栽育成資金		2.80	15(7)						●						
	家畜購入育成資金		2.80	7(2)							●					
	小土地改良資金		2.80	15(3～7)		●									●	
	長期運転資金		2.80	15(3～7)					●			●				
	大臣特認資金		2.80	15(3～7)										●		
	農村環境整備資金		2.80	20(3)										●		
スーパーS資金（農業経営改善促進資金）		2.15	1								●					
農業経営負担軽減支援資金		2.80	10～15(3)									●				

（注）貸付利率は変動します。（パンフレット中の貸付利率は令和8年5月18日現在のものです。）

日本政策金融公庫資金

(スーパーL資金、農林漁業セーフティネット資金、青年等就農資金以外)

資金の種類	事業の内容	貸付対象者	貸付限度額・融資率	貸付利率	償還期限 (うち据置)	補助残 融資
1. 農業改良 資金	新たな農業部門の経営の開始、新たな 加工事業の経営の開始、農畜産物又は 加工品の新たな生産・販売方式の導入 のうちいずれかに該当する下記の事業 (1)施設及び農機具の改良、造成又は取得 (2)永年性植物の植栽又は育成 (3)家畜の購入又は育成 (4)農地・採草放牧地の排水改良、土壌 改良及び作付条件の整備 (5)農地・採草放牧地の賃借料 (6)農機具、運搬用機具、施設の賃借料 (7)能率的な農業の技術又は経営方法 を習得するための研修費 (8)品種の転換 (9)新たな農畜産物の加工品等の調査・開 発並びに通信・情報処理機材の取得 (10)営業権、商標権その他の無形固定資 産の取得又は研究開発費 (11)農業経営の改善によって必要となる農 薬費、その他費用(初度的経費のみ)	・六次産業化法やみ どりの食料システ ム法等に基づき作 成した計画等の認 定を受けた者	個人 5,000万円 法人 1億5,000万円 ※借入れに当たっては、「農業 改良措置に関する計画」に ついて県の認定を受けるこ とが必要	無利子	以内 12(3)年 または 12(5)年	×
2. 経営体育 成強化資 金	(1)農地等の改良、造成、取得 (2)農地、農機具に係る賃借料の一括払 (3)農業用施設、農機具、運搬機具等の 改良、造成、取得 (4)家畜の購入、育成 (5)果樹の新植、改植、育成 (6)経営の改善を前提とした負債整理 等	・農業を営む個人、 法人 ・認定新規就農者 ・集落営農組織 ・目標地図に位置づ けられた者	個人 1億5,000万円 法人 5億円 融資率 80% (1)については、認定新規就農者が認定 就農計画に基づき農地を取得する場合、 融資額1,000万円までは融資率100% (6)については、 個人 1,000万円 (特認 1,750万円、特定 2,500万円) 法人 4,000万円 又は5年から10年以内に償還 する制度資金の元利金合計額	2.80%	25(3)年 (5)に ついては 25(10)年	○
3. 農林漁業 施設資金 (主なもの)	(1)農産物処理加工施設、農産物保管貯蔵施 設、農産物直売施設、滞在型農園施設等 (アグリビジネス強化:スーパーW) (2)災害により被災した農業用施設、農 機具、運搬用機具等の復旧 果樹の改植、補植 (災害復旧) (3)①新技術の導入、経営の複合化等 により生産性の向上などを図るもの ②主産地形成や産地の銘柄の確立な ど地域の産業振興に寄与するもの など、広く農林漁業の発展に寄与 すると認められる事業における施設 及び農機具の改良、造成又は取得 (特別振興事業)	アグリビジネス法人 (認定農業者の出資が過半であり、 推進会議の認定を受けた法人) 農業を営む個人、法 人 最新の技術又は経 営方式を導入する 事業等を行う者	融資率80% (特例90%) 融資率80% ただし、1施設当たり300万円 (特認 600万円) 融資率80%	2.80% 1.80 ~2.80% 2.80 ~2.95%	25(5)年 または 10(3)年 15(3)年 または 25(10)年 15(3)年 または 10(3)年	○
4. 畜産経営 環境調和 推進資金	(1)畜舎、たい肥舎、農機具及び運搬用 機具の改良、造成、取得 (2)施設・機械に係る賃借料・利用料の 一括払 (3)家畜排せつ物の処理・有効利用を行 う法人への出資	畜産業を営む個人、 法人、農協等であ って、「処理高度化施設 整備計画」又は「共同 利用施設整備計画」 を作成して知事の認 定を受けた者	〈処理高度化施設整備計画〉 個人 3,500万円 (特認 1億2,000万円) 法人 7,000万円(特認 4億円) 融資率80%(特認90%) 〈共同利用施設整備計画〉 融資率80%	2.80%	20(3)年 (2)(3)に ついては 15(3)年	○
5. 振興山村 ・過疎地 域経営改 善資金	振興山村・過疎地域で行う以下の事業 ・農業用施設及び機械の改良、造成、 取得 ・家畜の購入及び果樹等の新植、改 植、育成等	農業を営む個人、法 人であって、「農林漁 業経営改善計画」又 は「農林漁業振興計 画」を作成して知事 の認定を受けた者	融資率80% ただし、非補助については 個人 1,300万円 (特別 2,600万円) 法人 5,200万円 (特別 5億円)	2.80 ~3.95%	25(8)年	○
6. 中山間地 域活性化 資金	中山間地域で行う下記の施設の改良、造成、取得 (1)保健機能増進施設(体験農園等) (2)生産環境施設(集会施設等) 中山間地域の農業者と取引契約を締結す る者が行う下記の施設の改良、造成、取得 (3)加工流通施設(加工工場等)	・農林水産物を使用して 製造・加工を行う事業者 ・農林水産物(またはその 加工品)の販売(飲食提 供を含む)の事業を行う 一定規模以上の事業者 (※中小企業者に限る)	融資率80%	2.35 ~3.00%	15(3)年 (2)に ついては 25(8)年	○

日本政策金融公庫資金

スーパーL資金(農業経営基盤強化資金)

事業の内容	貸付対象者	貸付限度額	貸付利率	償還期限 (うち据置)	補助残 融資
(1)農地の改良、造成、取得 (2)農業用施設、農機具、運搬機具等の改良、造成 (3)農産物の加工処理施設、店舗等流通販売施設の改良、造成、取得 (4)家畜の購入、育成 (5)果樹の購入、育成、新植、改植 (6)経営規模の拡大等に伴う原材料費、人件費 (7)経営の改善を図るために必要な長期資金 (8)経営の改善を前提とした負債整理(公庫資金以外の制度資金を除く) (9)個人が法人に参加するために必要な出資金 ※ただし、経営改善資金計画を作成し、市町村を事務局とする特別融資制度推進会議の認定を受けた事業に限る。	認定農業者 ※個人の場合、簿記記帳を行っている者又は今後簿記記帳を行う者に限る。	個人 3億円 (特認 6億円) 法人 10億円 (特認20億円) 〔一定の場合30億円〕 融資率100% ※1 このうち公庫資金以外の負債整理の融資限度額は個人6,000万円、法人2億円です。(その他要件あり) ※2 法人の場合、特認の利用に際しては、民間金融機関からの資金調達などの要件があります。	1.80 ～2.80%	以内 25(10)年	○

貸付当初5年間の金利負担軽減措置(農業経営基盤強化資金)

	目標地図枠	TPP等対策特別枠
対 象 者	地域計画のうち目標地図に位置づけられた等の認定農業者	地域計画のうち目標地図に位置づけられた等の認定農業者であって、新たに攻めの経営展開を行う計画(経営展開計画)を策定した者
対 象 事 業	農地等の取得・造成、施設・機械の取得・改良・造成等、長期運転資金	
対象とならない事業	国庫補助事業の補助残部分 経営の安定化(負債整理など)のための資金	経営の安定化(負債整理など)のための資金
利 子 助 成 の 上 限	利子助成の上限は2%です。したがって、スーパーL資金の貸付金利が2%を超える場合、2%を超えた部分は借入者の負担となります。	
利 子 助 成 期 間	貸付当初5年間 6年目以降は、通常の利息をお支払いいただきます。	
対 象 限 度 額	【個人】3億円 【法人】10億円	【個人】6億円 【法人】20億円

日本政策金融公庫資金

農林漁業セーフティネット資金

事業の内容	貸付対象者	貸付限度額	貸付利率	償還期限 (うち据置)	補助残 融資
経営の維持安定に必要な長期運転資金等 ただし、以下のいずれかの状況にある者に限る。 (1)災害(台風、冷害、干ばつ、地震等)に伴う経営の再建費用 (2)法令に基づく処分等による経済的損失 (3)次にあげる社会的又は経済的環境の変化による経営状況の悪化 ・粗収益の減少や所得率の悪化 ・売掛金等債権の回収条件、買掛金等債務の支払条件の悪化 ・取引先金融機関の業務停止や貸し渋り等の影響による資金繰りの悪化 ・一時的な農産物価格の低下や資材高騰等、社会的な要因による経営の悪化 ・農産物の販売先、資材の仕入先の倒産 ・感染症による資金繰りの悪化 ※(1)による借り入れには、市町村長が発行する被災証明書が必要です。	・認定農業者 ・認定新規就農者 ・農業経営開始後3年以内の者 ・農業所得が総所得(法人は売上高)の過半を占めている者又は粗収益200万円以上(法人は1,000万円以上)である者 ・一定要件を満たす農業を営む任意団体 ・目標地図に位置づけられた者	600万円 (特認 年間経営費等の6か月分相当額) ※特認は簿記記帳を行っている者について経営規模等から引き上げが必要と認められる場合	1.80 ～2.65%	以内 15(3)年	×

(注) 認 定 農 業 者: 農業経営改善計画を作成して市町村長等の認定を受けた個人・法人
 認定新規就農者: 青年等就農計画を作成して市町村長の認定を受けた個人・法人

日本政策金融公庫資金 青年等就農資金

資金の種類	事業の内容	貸付対象者	貸付限度額	貸付利率	償還期限 (うち据置)	補助残 融資
青年等就農 資金	(1)農地等の改良等 (2)農業経営用施設・機械等の改良、造成、取得 (3)農産物の加工処理・流通販売施設、観光 農業施設等の改良、造成、取得 (4)創立費、開業費その他の繰延資産の取得等 (5)家畜・果樹の導入、農地賃借料の支払い	認定新規就農者	3,700万円 (特認1億円)	無利子	以内 17(5)年	×

※ 青年等就農資金は、経営開始資金の受給者も利用可能です。

スーパーS資金(農業経営改善促進資金) 農業経営に必要な短期運転資金で農協等から借り受ける低利な資金

事業の内容	貸付対象者	貸付限度額	貸付利率	償還期限 (うち据置)	補助残 融資
(1)種苗、肥料、飼料代、雇用労賃等の直接的経費 (2)肉用素畜、中小家畜等の購入費 (3)小農具等営農用備品、消耗品等の購入費 (4)営農用施設、機械の修繕費 (5)地代及び営農用施設・機械のリース・ レンタル料 (6)生産技術、経営管理技術の修得費 (7)市場開拓費、販売促進費等	認定農業者	極度貸付方式により 当座貸越、手形貸付、 証書貸付 極度額等の上限 認定農業者 個人 500万円 法人 2,000万円	2.15%	以内 原則1年	×

農業経営負担軽減支援資金 営農負債の借り換え資金で農協・銀行等から借り受ける低利な資金

事業の内容	貸付対象者	貸付限度額	貸付利率	償還期限 (うち据置)	補助残 融資
営農に必要な資金(農業用施設、機械、 肥料及び営農に必要な資材等の取得な ど)を借り受けたために発生した負債の 借り換えに必要な資金	・農業を営む個人 ・農業生産法人 ・目標地図に位置づけられた 者	営農負債の残高	2.80%	以内 一般10(3)年 特認15(3)年	×

中山間地域活性化資金 中山間地域において、農林漁業を総合的に振興して地域の活性化を図るため、農協・銀行等から借り受ける低利な資金

事業の内容	貸付対象者	貸付限度額	貸付利率	償還期限 (うち据置)	補助残 融資
中山間地域の農業者と取引契約を締結す る者が行う下記の施設の改良、造成、取得 (1)保健機能増進施設(体験農園等) (2)生産環境施設(集会施設等) (3)加工流通施設(加工工場等)	・中山間地域の農林漁業者と安 定的な取引契約を締結する者 ・農林漁業者、農林漁業者が 組織する法人等 ・第三セクター	融資率80%	2.35 ~3.00%	以内 15(3)年 (2)については 25(8)年	○

令和8年度被災農業者特別利子助成事業 による金利負担軽減措置

貸付対象者：国指定の災害等により被害を受けたこと
の証明を受けた農業者等

貸付利率：利子助成(上限2%)による貸付当初5年間
の金利負担軽減措置

対象資金：①日本政策金融公庫から借り受ける資金
農林漁業セーフティネット資金、農林漁業
施設資金、農業基盤整備資金、スーパーL
資金(農業経営基盤強化資金)、経営体育
成強化資金、農林漁業経営資本強化資金
②農協等金融機関から借り受ける資金
農業近代化資金、農業経営負担軽減支援資金
※対象資金は災害により異なります。

貸付当初5年間の金利負担軽減措置(農業近代化資金)

一定の要件を満たす場合、利子助成(上限2%)により貸付当初5年間の
金利負担軽減措置が行われます。

- 対象者 (TPP等対策特別枠)次のいずれかに該当し、新たに
攻めの経営展開を行う計画を策定した者
・農地中間管理機構から農用地等を借り受けた認定農業者
・目標地図に位置づけられた認定農業者(目標地図に位置付けられる
ことが確実であることの証明を市町村から受けた者を含む)
- 対象事業 施設等の取得、改良、造成及び長期運転資金等(大臣
特認資金を除く)
- 利子助成期間 貸付当初5年間(6年目以降はスーパーL資金の貸付
利率と同率となるまでの幅を利子助成されます。)

※国の予算に基づく利子助成であり、上限に達し次第利子助成終了となります。
※上記のほか、「目標地図枠」という金利負担軽減措置もあります。

農業近代化資金

農業経営の近代化を図るために、
農協・銀行等から借り受ける低利な資金

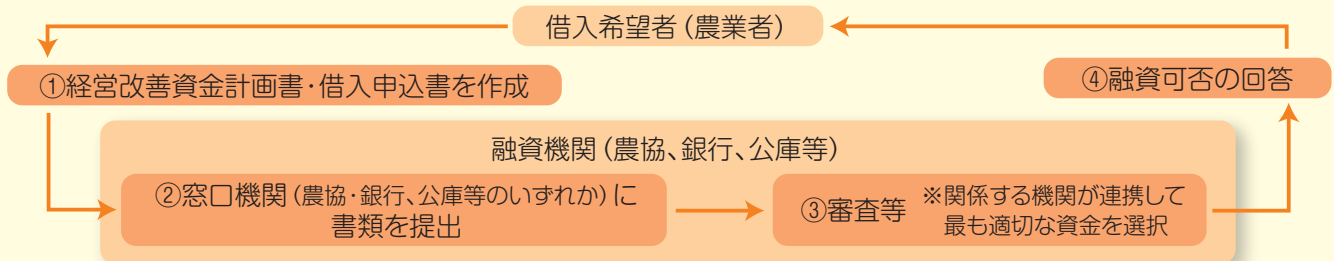
資金の種類	事業の内容	貸付対象者		貸付限度額	融資率	償還期限 (うち据置)	貸付利率	補助残 融資	
1. 建 構 築 物 造 成 ・ 農 機 具 等 取 得 資 金	畜舎、果樹棚、農機具その他の生産、流通又は加工に必要な施設の改良、造成、復旧又は取得に要する資金	認定農業者	個人(特例)	1,800万円	以内 総事業費 の100%	15(7)年 農機具のみの 場合7(2)年	2.80%	○	
			法人(特例)	2億円					
	集落営農組織		3,600万円	総事業費 の80% (特認90%)	15(3)年 農機具のみの 場合7(2)年				
	農業を営む者	個人	1,800万円						
上記の事業内容のうち、復旧に必要な資金を除く		農業を営む者	法人 任意団体	2億円					
	2. 果 樹 等 植 栽 育 成 資 金		果樹その他の永年性植物の植栽又は育成に要する資金	認定農業者	個人(特例)	1,800万円	総事業費 の100%	15(7)年	2.80%
集落営農組織	3,600万円								
	果樹、オリーブ、茶、多年生草本、桑又は花木の植栽又は育成に要する資金	農業を営む者	個人	1,800万円	総事業費 の80% (特認90%)				
法人 任意団体			2億円						
3. 家 畜 購 入 育 成 資 金	乳牛その他の家畜の購入又は育成に要する資金	認定農業者	個人(特例)	1,800万円	総事業費 の100%	7(2)年	2.80%	○	
			法人(特例)	2億円					
	集落営農組織		3,600万円	総事業費 の80% (特認90%)					
	農業を営む者	個人	1,800万円						
		農業を営む者	法人 任意団体	2億円					
	4. 小 土 地 改 良 資 金		事業費1,800万円を超えない規模の農地又は牧野の改良、造成又は復旧に要する資金	認定農業者	個人(特例)	1,800万円	総事業費 の100%	15(7)年	2.80%
集落営農組織	3,600万円								
	上記の事業内容のうち、復旧に必要な資金を除く	農業を営む者	個人	1,800万円	総事業費 の80% (特認90%)	15(3)年			
法人 任意団体			2億円						
5. 長 期 運 転 資 金	農地の賃借権、農業機械・施設のリース料(一括支払)、研修費、品種転換資金、農業関係調査費、営業権・商標権取得、農業費等運転資金	認定農業者	個人(特例)	1,800万円	総事業費 の100%	15(7)年	2.80%	○	
			法人(特例)	2億円					
	集落営農組織		3,600万円	総事業費 の80% (特認90%)	15(3)年				
	農業機械・施設のリース料(一括支払)	農業を営む者	個人			1,800万円			
法人 任意団体			2億円						
6. 大 臣 特 認 資 金	給排水施設、特定農家住宅、水田利用内水面養殖施設の改良、造成又は取得に必要な資金	認定農業者	個人(特例)	1,800万円	総事業費 の100%	15(7)年	2.80%	○	
			法人(特例)	2億円					
	集落営農組織		3,600万円	総事業費 の80% (特認90%)	15(3)年				
	農業を営む者	個人	1,800万円						
		農業を営む者	法人 任意団体	2億円					
	7. 農 村 環 境 整 備 資 金		診療施設、老人福祉施設、水道施設、託児施設、研修会施設等の改良、造成又は取得に必要な資金	農協等		15億円	総事業費 の80% (特認90%)	20(3)年	2.80%

(注) 認定農業者については、国(農林水産長期金融協会)からの利子助成により金利負担軽減措置が適用される場合があります。
(注) 貸付利率および金利負担軽減措置については、情勢等の影響により、表示内容と異なる場合があります。詳しくは本パンフレット最終ページに記載の金融機関までお問い合わせください。

経営改善資金の借入手続

農業制度資金には多くの種類がありますが、このうち経営改善資金（農業近代化資金、日本政策金融公庫資金のうち農業改良資金、スーパーL資金（農業経営基盤強化資金）及び経営体育成強化資金）については、共通の手続きで借り入れることができます。

これらの資金の借り入れを希望する農業者の方は、経営改善資金計画書を作成し、借入申込書とともに融資機関（農協、銀行、公庫等）へ提出願います。詳しくは、裏表紙「借り入れを希望される皆様へ」をご覧ください。



農業信用基金協会の債務保証

農業信用基金協会は、農業信用保証保険法に基づいて、国・県・市町村・農業協同組合・農業協同組合連合会などからの出資によって、昭和37年に設立された公的保証機関です。

農業者等が融資機関から資金を借りる場合、債務保証をいたします。

保証対象資金

- 農業近代化資金等の農業制度資金
- 農業資金・JAの生活資金（対象外：●負債整理資金）
- JA統一ローン等（対象外：●負債整理資金・事業資金）
- その他対象外：●天災資金
- 日本政策金融公庫資金のJA転貸以外

保証対象者

JAの組合員・協会の会員

保証条件

- 農業近代化資金等の農業制度資金は、原則として、一定額までは、無保証人・無担保で保証します。
（ただし、農業経営負担軽減支援資金、畜産リノベ資金については、金額にかかわらず、担保が条件になります。）
- 資金ごとの保証料率で計算された保証料を融資時点で全期間分一括お支払いいただきます。
（ただし、一部資金については後払いもございます。）

保証料

- | | |
|----------------------|-------------|
| ○主な制度資金の保証料率（年） | |
| ●農業近代化資金 | 0.23%～0.43% |
| ●スーパーS資金（農業経営改善促進資金） | 0.41%～0.61% |
| ●畜産リノベ資金 | 0.50%～1.20% |
| ●農業経営負担軽減支援資金 | 0.50%～1.20% |

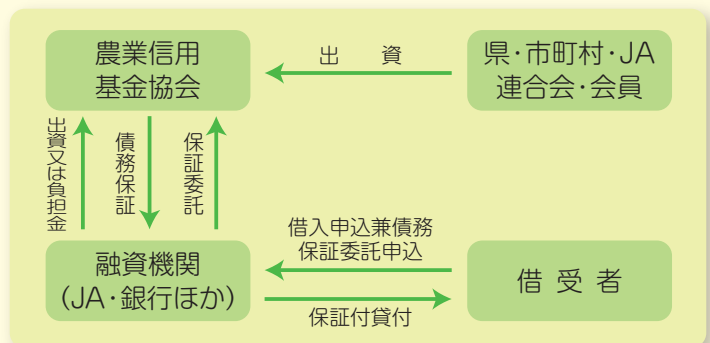
代位弁済

農業者等が万一病気、その他災害等不慮の事故で、借入金の返済ができなくなった時は、基金協会が農業者等に代わって、融資機関に立て替え払いをします。

求償権

基金協会が代位弁済をすることによって取得する債権を「求償権」といいます。

この求償権は、農業者等と融資機関、基金協会の三者で話し合いを行い、できる限り無理のかからない方法で、基金協会に返済していただくことになります。



宮城県農業信用基金協会

〒980-0011 仙台市青葉区上杉1-2-16 TEL.022-264-8661

資金の借入を希望される皆様へ

借入れ資格や要件等については、代表的なものを掲載しておりますので、皆様が資金を借入れようとする場合には、まず、農業協同組合、市町村の農政担当課、農業委員会、又は最寄りの農業改良普及センターか地方振興事務所などと十分に相談し、その上で必要な書類を作成してください。また、各資金を借入れる場合には、事前に借入れ内容の十分な審査を受けることになっております。(融資機関の審査のほかに市町村長や県知事の審査)

なお、資金の借入れに当たっては、以下の点に特に注意願います。

注意事項

1. 償還期限

各資金ごとに定められた償還期限(据置期間)は、その最高限度を示すものであって、実際には融資対象施設の耐用年数のほか、融資対象事業の効果、収益力などを考慮して必要な期間にとどめることにしています。

2. 制度資金の併用

同一の施設等について、二つ以上の制度資金を併せて借り受けることはできません。

3. 事前着手

貸付決定又は利子補給承認前に、事業着手又は既に事業完了しているものは、原則として貸付対象とはなりません。

4. 法手続き

関係法令の制度等にかかる事業については、事前に必要な手続きを終了してから申請してください。関係法令とは、例えば次のものをいいます。

- (1)建築基準法(第6条・建築物の建築等に関する申請及び確認)
- (2)農地法(第3条・農地又は採草放牧地の権利移動の制限、第4条・農地の転用の制限及び第5条・農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の制限)

- (3)農業振興地域の整備に関する法律(第15条の2・農用地区域内における開発行為の制限)
- (4)水質汚濁防止法(第5条・特定施設の設置の届出)
- (5)都市計画法
- (6)消防法

5. 目的外使用

貸付金は当初に計画した資材、機械等の支払い以外の用途には使用できません。

6. 計画変更

当初計画(事業費、事業内容等)を変更する場合は、各資金ごとに所定の手続きを行う必要があります。

7. 経理状況

事業の経理状況を明らかにするために、資金の受け入れ、支払いに際して自己資金を含め借入者名義の預金口座を利用願います。また、支払先からは必ず領収書を受け取り、償還終了まで保管が必要です。

8. 事業完了

事業完了後は、領収書に基づき実績事業費を確認願います。もし融資率を超過している場合は、繰上償還等の所定の手続きが必要となります。

お気軽にご相談ください

- 日本政策金融公庫仙台支店 ☎022-221-2331(代)
- 宮城県農業信用基金協会 ☎022-264-8661
- 七十七銀行本店 ☎022-267-1111
- 仙台銀行本店 ☎022-225-8241
- 岩手銀行本店 ☎019-623-1111(代)
- 東北銀行本店 ☎019-651-6225(代)
- 古川信用組合本店 ☎0229-22-1845
- 石巻商工信用組合本店 ☎0225-95-3331
- 仙北信用組合 ☎0228-32-3014
- 大河原地方振興事務所(大河原農業改良普及センター) ☎0224-53-3111(代)
- 仙台地方振興事務所(仙台農業改良普及センター) ☎022-275-9111(代)
- 北部地方振興事務所(大崎農業改良普及センター) ☎0229-91-0701(代)
- 北部地方振興事務所(栗原地域)(栗原農業改良普及センター) ☎0228-22-2111(代)
- 東部地方振興事務所(登米地域)(登米農業改良普及センター) ☎0220-22-6111(代)
- 東部地方振興事務所(石巻農業改良普及センター) ☎0225-95-1411(代)
- 気仙沼地方振興事務所(気仙沼農業改良普及センター) ☎0226-24-2121(代)
- 亘理農業改良普及センター ☎0223-34-1141

- 美里農業改良普及センター ☎0229-32-3115
- 宮城県農政部農業振興課 ☎022-211-2835
- いしのまき農業協同組合 ☎0225-22-1110
- みやぎ仙南農業協同組合 ☎0224-55-1226
- みやぎ登米農業協同組合 ☎0220-23-8571
- 仙台農業協同組合 ☎022-762-5478
- 加美よつば農業協同組合 ☎0229-66-1222
- 古川農業協同組合 ☎0229-23-6701
- 新みやぎ農業協同組合(北部農業金融センター) ☎0228-25-9009
- (南部農業金融センター) ☎0229-87-3531

★このほか最寄りの融資機関、市町村農政担当課、市町村農業委員会、県家畜保健衛生所(畜産関係の融資)などにお気軽にご相談ください。

★また、宮城県のホームページには、農業制度資金の紹介や最新の金利情報、申請書のダウンロードサービス等を掲載しておりますのでご利用ください。

ホームページ <https://www.pref.miyagi.jp/>



この印刷物は3,800部作成し、1部あたりの単価は42.8円です。
再生紙を使用しています。
この印刷物は植物油インキを使用しています。